

議案第11号

京田辺市火入れに関する条例の一部改正について

京田辺市火入れに関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年2月19日 提出

京田辺市長 上村 崇

(提案理由)

本件は、火災に関する注意報が新設されること等に伴い、本条例における火入れの中止の要件について、所要の改正を行うため、提案するものである。

京田辺市条例第　　号

京田辺市火入れに関する条例の一部を改正する条例（案）

京田辺市火入れに関する条例（昭和59年京田辺市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「、異常乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は火災に関する注意報若しくは」に改め、同条第2項中「とき」を「場合」に、「、異常乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは火災に関する注意報若しくは」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

京田辺市火入れに関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報<u>若しくは乾燥注意報が発表され、又は火災に関する注意報若しくは火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</u></p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合又は強風注意報<u>若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは火災に関する注意報若しくは火災警報が発令された場合には、速やかに消火しなければならない。</u></p>	<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、<u>異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</u></p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、<u>異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたとき</u>には、速やかに消火しなければならない。</p>	火災に関する注意報の新設等に伴う改正